

特定建築物一覧表

用途		指導・助言対象建築物	指示対象建築物	耐震診断義務付け対象建築物			
		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条) ※下記のほか、住宅や小規模建築物等全ての既存耐震不適格建築物が指導・助言対象建築物となります。 (法第16条)	指示(※)対象となる特定既存耐震不適格建築物 (法第15条)	要緊急安全確認大規模建築物 (附則第3条) 要安全確認計画記載建築物 (法第5・6・7条)			
多数者が利用する建築物	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	要緊急安全確認大規模建築物		
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上				
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上			
	ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上			
	病院、診療所						
	劇場、観覧場、映画館、演芸場						
	集会場、公会堂						
	展示場						
	卸売市場						
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館						
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿						
	事務所						
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上			
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの						
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上			
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上			
	遊技場						
	公衆浴場						
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗							
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）							
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ2,000㎡以上				階数3以上かつ5,000㎡以上		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設							
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物							
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量（別紙2参照）以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物				階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物	
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であった、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）				

※耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示

※本計画において、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を、「特定建築物」という。

岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要

政令 第7条 第2条	危険物の種類		数量
第1号	火薬類	火薬	10トン
		爆薬	5トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
		銃用雷管	500万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
		導爆線又は導火線	500キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
第2号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の種類の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
	消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）		
第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン	
第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
第5号	マッチ	300マッチトン※	
第6号	可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）	2万立方メートル	
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル	
第8号	液化ガス	2,000トン	
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20トン	
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200トン	

※マッチトンはマッチの計量単位。

1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg。

平成8年8月策定
平成16年5月一部改訂

1 建築物単体の耐震対策

個々の建築物の耐震化については、既存のもの及び今後建築されるものについて、次の考え方を基本とする。

建築物区分	既存のものなど（※1）	今後建築されるもの
防災拠点となる公共建築物	1. 災害対策本部等を置くもの （具体例）庁舎、警察本部、警察署等	地震に対する構造安全性を割増して設計する。 （1.25倍） ライフライン遮断時の自立機能を確保する。
	2. 避難施設等となるもの （具体例）公立学校、病院、体育館等	地震に対する構造安全性を割増して設計する。 （1.1倍）
その他の建築物	3. 不特定多数の者が利用するもの（※2） （具体例）百貨店、劇場、ホテル等	現行の耐震基準に基づき設計する。
	4. その他 （具体例）住宅等上記以外	現行の耐震基準に基づき設計する。

※1 建築確認を昭和56年5月31日以前に受けて建築されたもの及びそれ以後のピロティ形式や壁、窓の配置が偏っているもの。

※2 3階以上かつ延べ面積2,000㎡以上のもの。

2 面的な建築物の耐震対策

老朽木造建築物密集地などの、面的な建築物の耐震対策について、考え方の基本を示す。

3 広域的な地震被害への耐震対策

地震発生直後の広域的な被害に速やかに対応して、二次災害を防止するための対策について、考え方の基本を示す。

4 建築物耐震化等に関する支援体制の整備

建築物の耐震化を円滑に推進するための技術者の支援体制の整備について、考え方の基本を示す。

5 建築物耐震化等に関する普及・啓発

建築物の耐震化に関する知識等の県民への普及・啓発について、考え方の基本を示す。

6 天井等二次部材に関する耐震対策

避難施設として指定され、また使用要請を受ける可能性の高い公共施設の二次部材の耐震対策を計画的に推進するため、二次部材に関するチェックリスト及び対策方法を定める。

総社市建築物耐震改修促進計画における別途定める事項

平成30年6月策定

総社市耐震改修促進計画第2章5地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項（2）その他の緊急輸送道路（法第6条第3項第2号）で別途定めることとしている路線を、次のとおり定めます。

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次～第3次緊急輸送道路の全てを、耐震化努力義務道路として指定します。

参考：岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画

岡山県緊急輸送道路策定協議会により、地震等の災害直後から発生する救急活動や緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため策定され、災害対策基本法に基づく地域防災計画、防災業務計画及び地震防災対策特別措置法（平成7年7月14日制定）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画策定のための基礎資料として位置づけられるものである。

1. 目的

本市では、令和3年3月に総社市耐震改修促進計画を改定し、令和7年度における住宅の耐震化率の目標値を95%としました。この目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。

このため、総社市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とします。

2. 位置づけ

アクションプログラムは、総社市の耐震改修促進計画第2章第1(2)に基づき策定します。

3. 対象区域 総社市全域

4. 取組内容・目標・実績

令和3年度の計画を以下の表に示すものとし、本計画の取組実績について令和4年度に公表し、課題と改善策を検討する。

	令和3年度 取組内容	令和3年度 目標
計 画	【財政的支援】 i) 住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施 ii) 木造住宅の耐震改修工事費に対する一部補助を実施	耐震診断補助：10戸 耐震改修工事補助：1戸
	【普及啓発等】 i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ・耐震診断及び耐震改修補助等に関する案内を住宅所有者に送付（令和3年度送付対象：総社地区の一部）	過去の実績（3年間）
	ii) <u>耐震診断の実施者</u> に対する耐震化促進 ・耐震診断結果報告時におけるリーフレット等の配布・説明等により改修補助制度等の情報提供 ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない所有者に対して電話連絡又はDM送付	平成30年度 耐震診断補助：8戸 耐震改修工事補助：2戸 令和元年度 耐震診断補助：4戸 耐震改修工事補助：0戸
	iii) 改修事業者の技術力向上 ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を実施（岡山県主催） ・岡山県ホームページで耐震改修事業者リストを公表	令和2年度 耐震診断補助：2戸 耐震改修工事補助：0戸
iv) 耐震化普及啓発の実施 ・広報誌に耐震診断及び耐震改修補助等の内容を掲載し、耐震改修の必要性を周知 ・防災週間などにあわせてブース展示の実施 ・リーフレットを配布し、補助制度概要等の周知		